

平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する  
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果  
(滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成25年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）は以下のとおりであった。

【留意事項】

- ◎ 本調査では、以下の事例を集計対象とする。
  - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合
    - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例および65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者を集計対象とする。
    - ※ 65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法及び本調査の対象となっている。
  - ・ 養護者による高齢者虐待の場合
    - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例のみを集計対象とする。ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。
- ◎ この調査結果における「相談・通報件数」は原則として、平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間に、各市町で、新たに相談または通報として受理した事例を集計対象とする。
- ◎ 記載に関する留意点は次のとおりである。
  - ・ 調査結果における比率（％）の表記は、各数値を四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。
  - ・ 以下の各表には、平成21年度から24年度の調査結果の数値を参考として示している。

## 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 地域包括支援センター</li> </ul> <p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業</li> <li>・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業</li> </ul> <p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者</li> </ul>
---

### (1) 相談・通報件数（表1-1）

平成25年度、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、9件であった。

表1-1 相談・通報件数

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
H25年度内に通報・相談等を受理した事例	9	100.0	13	100.0	5	100.0	2	100.0	1	100.0
H25年度以前に通報等を受理し、 事実確認調査がH25年度となった事例	0	0.0	0	0.0	調査なし					
H25年度以前に通報受理・事実確認した 虐待事例で、対応がH25年度となった事例	0	0.0	0	0.0						
合計	9	100.0	13	100.0	5	100.0	2	100.0	1	100.0

### (2) 相談・通報者（表1-2）

相談・通報者の内訳は、「家族・親族」4件、「当該施設・事業所元職員」3件、「介護支援専門員（ケアマネ）」3件、「その他」3件であった。

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数9件とは一致しない。

表1-2 相談・通報者（複数回答）

		本人 による 届出	家族 ・ 親族	当該 施設 職員	当該 施設 元職員	医師	介護 支援 専門員	国民健康 保険 団体連 合会	都道府 県から 連絡	その他	不明 (匿名を 含む)	合計
		H25年度	人		4	3			3			3
	%		30.8	23.1			23.1			23.1		100.0
H24年度	人		2		1				1	8	2	14
	%		14.3		7.1				7.1	57.1	14.3	100.0
H23年度	人			1	1		1		1	1		5
	%			20.0	20.0		20.0		20.0	20.0		100.0
H22年度	人		1				1					2
	%		50.0				50.0					100.0
H21年度	人			1								1
	%			100.0								100.0

(注) %は相談・通報の合計人数に対するもの。

### (3) 事実確認調査の状況 (表2)

相談・通報件数9件のうち、8件については、事実確認調査が行われ、その結果2件について虐待の事実が認められた。4件については、虐待の事実の判断に至らなかった事例であった。

表2 事実確認調査の状況

	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
相談・通報総数	9	13	5	2	1
事実確認調査を行った事例	8	13	5	1	1
虐待の事実が認められた事例	2				
虐待の事実が認められなかった事例	2	9	2	1	1
虐待の事実の判断に至らなかった事例	4	4	3		
事実確認調査を行っていない事例	1			1	
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例					
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例				1	
都道府県へ事実確認調査を依頼					
その他	1				

### (4) 虐待事例の概要

虐待の事実が認められた事例の概要は、以下のとおりであった。(法第25条および法施行規則第3条に基づく公表)

#### ○ケース1

①高齢者虐待の状況	被虐待者の状況	性別	女性	1人
		年齢階層	85歳～89歳	1人
		心身の状態像(要介護度)	要介護5	1人
	高齢者虐待の類型		身体的虐待	1件
			介護・世話の放棄・放任	1件
			心理的虐待	1件
②高齢者虐待に対して取った措置	市町が行った対応(重複)		施設等に対する指導	1件
			施設等からの改善計画の提出依頼	1件
	当該施設・事業所において行われた改善措置		市町への改善計画書の提出	1件
③その他の事項	施設・事業所の種別類型		介護老人福祉施設	1カ所
	虐待を行った養介護施設従事者等の職種		介護職	1人

#### ○ケース2

①高齢者虐待の状況	被虐待者の状況	性別	女性	1人
		年齢階層	85歳～89歳	1人
		心身の状態像(要介護度)	要介護3	1人
	高齢者虐待の類型		身体的虐待	1件
②高齢者虐待に対して取った措置	市町が行った対応(重複)		施設等に対する指導	1件
			施設等からの改善計画の提出依頼	1件
	当該施設・事業所において行われた改善措置		市町への改善計画書の提出	1件
③その他の事項	施設・事業所の種別類型		認知症対応型共同生活介護	1カ所
	虐待を行った養介護施設従事者等の職種		管理職	1人

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### (1) 相談・通報件数 (表3-1)

平成25年度、県内の19市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、458件であった。

表3-1 相談・通報件数

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
H25年度内に通報・相談等を受理した事例	458	72.7	490	70.3	519	100.0	484	100.0	460	100.0
H25年度以前に通報等を受理し、 事実確認調査がH25年度となった事例	31	4.9	30	4.3	調査なし					
H25年度以前に通報受理・事実確認した 虐待事例で、対応がH25年度となった事例	141	22.4	177	25.4						
合 計	630	100.0	697	100.0						

### (2) 相談・通報者 (表3-2)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」が222人(44.6%)と最も多く、次いで「当該市町行政職員」が47人(9.4%)、「家族・親族」が44人(8.8%)、「被虐待者本人」が37人(7.4%)、「医療機関従事者」「その他」がいずれも28人(5.6%)であった。

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数458件とは一致しない。

表3-2 相談・通報者(複数回答)

	人	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計													
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%													
H25年度	222	44.6	21	4.2	28	5.6	15	3.0	24	4.8	37	7.4	44	8.8	6	1.2	47	9.4	24	4.8	28	5.6	2	0.4	498	100.0	
H24年度	222	39.7	36	6.4	32	5.7	17	3.0	38	6.8	44	7.9	43	7.7	22	3.9	49	8.8	25	4.5	28	5.0	3	0.5	559	100.0	
H23年度	265	50.8	調査なし			12	2.3	32	6.1	38	7.3	50	9.6	4	0.8	47	9.0	10	1.9	64	12.3					522	100.0
H22年度	260	52.8				15	3.0	31	6.3	33	6.7	48	9.8	4	0.8	40	8.1	5	1.0	56	11.4						
H21年度	260	55.9	10	2.2	44	9.5	32	6.9	33	7.1	8	1.7	32	6.9	4	0.9	41	8.8	1	0.2					465	100.0	

(注) %は相談・通報の合計人数に対するもの。

### (3) 事実確認調査の状況 (表4-1)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が480件、「事実確認調査を行っていない事例」が9件であった。

「事実確認調査を行った事例」480件のうち全件について「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行っ

た事例」が 391 件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が 89 件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」9 件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が 8 件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 1 件であった。

※「事実確認調査の状況」の対象件数は 489 件であるが、この中には相談・通報が平成 25 年度以前にあり、その事実確認の対応が平成 25 年度中に実施された事例の件数が含まれているため、(1)の相談・通報件数 458 件とは一致しない。

表4-1 事実確認調査の状況

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	489	100.0	520	100.0	524	100.0	510	100.0	478	100.0
事実確認調査を行った事例	480	98.2	510	98.1	513	97.9	487	95.5	461	96.4
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	480	98.2	509	97.9	509	97.1	487	95.5	459	96.0
訪問調査により事実確認調査を行った事例	391	80.0	402	77.3	407	77.7	348	68.2	314	65.7
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	89	18.2	107	20.6	102	19.5	139	27.3	145	30.3
立入調査により事実確認調査を行った事例			1	0.2	1	0.2			2	0.4
(立入調査のうち)警察が同行した事例			1	0.2	1	0.2			1	0.2
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例										
事実確認調査を行っていない事例	9	1.8	10	1.9	14	2.7	23	4.5	17	3.6
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	8	1.6	3	0.6	8	1.5	8	1.6	11	2.3
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	1	0.2	7	1.3	6	1.1	15	2.9	6	1.3

#### (4) 事実確認調査の結果 (表 4-2)

「事実確認調査を行った事例」480 件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。)」の総数は、286 件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でないと判断した事例」は 60 件、「虐待の判断に至らなかった事例」は 134 件であった。

表4-2 事実確認調査の結果

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	480	100.0	520	100.0	524	100.0	510	100.0	478	100.0
事実確認調査を行った事例	480	100.0	510	98.1	513	97.9	487	95.5	461	96.4
虐待を受けた(受けたと思われた)と判断した事例	286	59.6	298	57.3	342	65.3	337	66.1	308	64.4
虐待でないと判断した事例	60	12.5	63	12.1	89	17.0	83	16.3	63	13.2
虐待の判断に至らなかった事例	134	27.9	149	28.7	82	15.6	67	13.1	90	18.8

以下、虐待判断事例の総数 286 件 (実人数 295 人) について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

※ 1 件の事例に対し、非虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数 286 件に対し、非虐待者の総数は 295 人であった。

(5) 虐待の種別・類型 (表5-1)

「身体的虐待」が179件(62.6%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が133件(46.5%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が78件(27.3%)、「経済的虐待」が44件(15.4%)であった。

※ 1件の事例に対し、種別・類型が複数の場合があるため、内訳の合計は虐待判断事例の総数286件とは一致しない。

表5-1 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H25年度	件数	179	78	133	1	44	435
	%	62.6	27.3	46.5	0.3	15.4	-
H24年度	件数	180	91	135	1	56	463
	%	60.4	30.5	45.3	0.3	18.8	-
H23年度	件数	205	106	145	1	73	530
	%	59.9	31.0	42.4	0.3	21.3	-
H22年度	件数	206	106	159	1	81	553
	%	61.1	31.5	47.2	0.3	24.0	-
H21年度	件数	183	96	134		70	483
	%	59.4	31.2	43.5		22.7	-

(注) %は虐待判断事例の総数286件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 虐待の深刻度 (表5-2)

虐待判断事例の実人数295人について、5段階による虐待の深刻度では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」は28人(9.5%)であった。

※ 虐待の深刻度は、被虐待者がもっとも深刻な時点でどの程度の被害をうけていたか、回答自治体が判断できる範囲でもっとも当てはまると考えられる選択肢を選んだもの。

表5-2 虐待の深刻度

		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ~	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ~	1 生命・身体・ 生活への影 響 や本人意思 の 無視等	合計
H25年度	人数	28	23	110	64	70	295
	%	9.5	7.8	37.3	21.7	23.7	100.0
H24年度	人数	30	24	104	62	86	306
	%	9.8	7.8	34.0	20.3	28.1	100.0
H23年度	人数	調査なし					
	%	調査なし					

(7) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別 (表6)

虐待判断事例の実人数295人について、性別では、「女性」が230人(78.0%)、「男性」が65人(22.0%)と、「女性」が被虐待者の8割近くを占めていた。

表6 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H25年度	人	65	230		295
	%	22.0	78.0		100.0
H24年度	人	72	234		306
	%	23.5	76.5		100.0
H23年度	人	83	259		342
	%	24.3	75.7		100.0
H22年度	人	99	238		337
	%	29.4	70.6		100.0
H21年度	人	75	234		309
	%	24.3	75.7		100.0

イ. 被虐待者の年齢階層（表7）

年齢階層別では、「80～84歳」が77人（26.1%）と最も多く、次いで「85～89歳」が67人（22.7%）、「75～79歳」が56人（19.0%）であった。また、「90歳以上」は34人（11.5%）であり、これら4つの年齢階層を合わせると234人（79.3%）であり、被虐待者のおおよそ8割が75歳以上であった。

表7 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H25年度	人	24	37	56	77	67	34	0	295
	%	8.1	12.5	19.0	26.1	22.7	11.5	0.0	100.0
H24年度	人	23	32	62	83	63	43	0	306
	%	7.5	10.5	20.3	27.1	20.6	14.1	0.0	100.0
H23年度	人	30	38	81	69	77	41	6	342
	%	8.8	11.1	23.7	20.2	22.5	12.0	1.8	100.0
H22年度	人	29	43	76	68	79	38	4	337
	%	8.6	12.8	22.6	20.2	23.4	11.3	1.2	100.0
H21年度	人	20	43	62	82	60	40	2	309
	%	6.5	13.9	20.1	26.5	19.4	12.9	0.6	100.0

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）

「認定済み」が226人（76.6%）であり、全体の8割近くが介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、62人（21.0%）であった。

表8 被虐待者の介護保険申請状況

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
未申請	62	21.0	57	18.6	56	16.4	62	18.4	47	15.2
申請中	6	2.0	7	2.3	13	3.8	5	1.5	3	1.0
認定済み	226	76.6	238	77.8	273	79.8	270	80.1	256	82.8
認定非該当(自立)	1	0.3	3	1.0					3	1.0
不明			1	0.3						
合計	295	100.0	306	100.0	342	100.0	337	100.0	309	100.0

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表9）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）中において、「認定済み」であった者226人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要支援1～要介護3」が180人（79.6%）であり、要介護3以下の者が約8割であった。

表9 要支援・要介護状態区分

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
要支援1	10	4.4	9	3.8	9	3.3	9	3.3	14	5.5
要支援2	19	8.4	10	4.2	10	3.7	14	5.2	14	5.5
要介護1	55	24.3	46	19.3	42	15.4	69	25.6	59	23.0
要介護2	51	22.6	58	24.4	63	23.1	61	22.6	47	18.4
要介護3	45	19.9	56	23.5	78	28.6	57	21.1	64	25.0
(要支援1～要介護3 小計)	(180)	(79.6)	(179)	(75.2)	(202)	(74.0)	(210)	(77.8)	(198)	(77.3)
要介護4	27	11.9	40	16.8	53	19.4	35	13.0	39	15.2
要介護5	19	8.4	18	7.6	18	6.6	25	9.3	19	7.4
不明			1	0.4						
合計	226	100.0	238	100.0	273	100.0	270	100.0	256	100.0

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度 (表10)

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者226人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が168人(74.3%)であり、7割以上が認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表10 認知症日常生活自立度

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自立または認知症なし	23	10.2	19	8.0	20	7.3	28	10.4	33	12.9
自立度Ⅰ	35	15.5	30	12.6	35	12.8	34	12.6	37	14.5
自立度Ⅱ	91	40.3	81	34.0	113	41.4	98	36.3	73	28.5
自立度Ⅲ	56	24.8	82	34.5	79	28.9	86	31.9	89	34.8
自立度Ⅳ	15	6.6	16	6.7	17	6.2	21	7.8	17	6.6
自立度Ⅴ	5	2.2	5	2.1	4	1.5	3	1.1	7	2.7
認知症あるが自立度不明	1	0.4	2	0.8						
自立度Ⅱ以上(再掲)	(168)	(74.3)	(186)	(78.2)	(213)	(78.0)	(208)	(77.0)	(186)	(72.7)
認知症の有無が不明			3	1.3	5	1.8				
合計	226	100.0	238	100.0	273	100.0	270	100.0	256	100.0

(注)「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

カ. 介護保険認定済みの者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) (表11)

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者226人を対象とした「障害高齢者の日常生活自立度」は、「ランクA」が89人(39.4%)で、屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない状態が、最も多かった。

表11 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自立	6	2.7								
ランクJ	63	27.9								
ランクA	89	39.4								
ランクB	57	25.2								
ランクC	10	4.4								
不明	1	0.4								
合計	226	100.0								

(注) ランクJ・・・何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する  
 ランクA・・・屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない  
 ランクB・・・屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ  
 ランクC・・・1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する



キ. 介護保険認定済みの者の介護保険サービスの利用状況（表12）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 226 人を対象とした「介護サービスの利用状況」は、「介護サービスを受けている」が 197 人（87.2%）であり、9 割近くが介護サービスを受けていた。

表12 介護保険サービスの利用

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
介護サービスを受けている	197	87.2								
過去受けていたが判断時点では受けていない	1	0.4	調査なし							
過去も含め受けていない	28	12.4								
合計	226	100.0								

ク. 虐待者との同居・別居（表13）

虐待判断事例の実人数 295 人について、「虐待者と同居」が 263 人（89.2%）であり、9 割近くが虐待者と同居している状態であった。

表13 虐待者と同居・別居

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
虐待者と同居	263	89.2	274	89.5	304	88.9	294	87.2	278	90.3
（虐待者とのみ同居）	114	38.6	123	40.2	調査なし					
（虐待者及び他家族と同居）	149	50.5	151	49.3						
虐待者と別居	28	9.5	30	9.8	28	8.2	40	11.9	22	7.1
その他	4	1.4	2	0.7	7	2.0	3	0.9	8	2.6
不明					3	0.9				
合計	295	100.0	306	100.0	342	100.0	337	100.0	308	100.0

ケ. 世帯構成（表14）

虐待判断事例の実人数 295 人について、「子夫婦と同居」が 85 人（28.8%）と最も多く、「未婚の子と同居」の 71 人（24.1%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」の 35 人（11.9%）とを合わせると 191 人（64.7%）であり、6 割以上が「子と同居」であった。

ただし、その他②、③のなかにも、子と同居しているケースが含まれている場合がある。

表14 世帯構成

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
単身世帯	15	5.1	22	7.2	20	5.8	32	9.5	16	5.2
夫婦二人世帯	51	17.3	52	17.0	51	14.9	47	13.9	38	12.3
未婚の子と同居	71	24.1	69	22.5	120	35.1	90	26.7	82	26.6
子夫婦と同居	85	28.8	94	30.7	117	34.2	145	43.0	141	45.8
配偶者と離別・死別等した子と同居	35	11.9	32	10.5						
その他①	27	9.2	18	5.9	31	9.1	23	6.8	31	10.1
その他②	2	0.7	6	2.0						
その他③	9	3.1	13	4.2						
不明					3	0.9				
合計	295	100.0	306	100.0	342	100.0	337	100.0	308	100.0

※ その他①・・・その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②・・・非親族と同居（2人以上の世帯員からなる世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③・・・その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院等、他の選択肢に該当しない場合）

## コ. 被虐待者から見た虐待者の続柄 (表 15)

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 113 人 (34.9%) と最も多く、次いで「夫」が 64 人 (19.8%)、「娘」が 63 人 (19.4%)、「息子の配偶者(嫁)」が 41 人 (12.7%) の順であった。

※ 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数 286 件に対し、虐待者の総数は 324 人であった。

表 15 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
H25年度	人	64	10	113	63	41	12	3	11	7		324
	%	19.8	3.1	34.9	19.4	12.7	3.7	0.9	3.4	2.2		100.0
H24年度	人	58	30	126	58	31	5	7	14	11		340
	%	17.1	8.8	37.1	17.1	9.1	1.5	2.1	4.1	3.2		100.0
H23年度	人	52	29	156	49	49	2	4	15	22		378
	%	13.8	7.7	41.3	13.0	13.0	0.5	1.1	4.0	5.8		100.0
H22年度	人	56	30	163	53	50	9	5	15	14		395
	%	14.2	7.6	41.3	13.4	12.7	2.3	1.3	3.8	3.5		100.0
H21年度	人	45	20	151	41	50	9	6	10	16		348
	%	12.9	5.7	43.4	11.8	14.4	2.6	1.7	2.9	4.6		100.0

## サ. 虐待者の年齢 (表 16)

虐待者の年齢は、「50歳未満」が 28.7% と最も多かった。

表 16 虐待者の年齢

		50歳未満	50-59歳	60-69歳	70歳以上	不明	合計	
H25年度	人	93	74	66	74	17	324	
	%	28.7	22.8	20.4	22.8	5.2	100.0	
H24年度	人	88	66	62	86	38	340	
	%	25.9	19.4	18.2	25.3	11.2	100.0	
H23年度	人	調査なし						
	%	調査なし						

## (8) 虐待への対応策について

### ア. 分離の有無 (表 17)

虐待への対応策としての分離の有無については、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 119 人 (27.0%) と、3 割近くの事例で分離が行われていた。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、289 人 (65.7%) であった。

※ 「分離の有無」における合計人数の 440 人には、平成 25 年度末までに通報等を受理し、その対応策の実施が平成 25 年度に入ってから行われた事例が含まれていることから、平成 25 年度の虐待判断事例の総数 295 人とは一致しない。

表 17 分離の有無

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
被虐待者の保護として 虐待者からの分離を行った事例	119	27.0	106	21.9	85	20.9	90	24.9	79	24.7
被虐待者と虐待者を 分離していない事例	289	65.7	345	71.4	307	75.4	248	68.7	222	69.4
現在対応について 検討・調整中の事例	1	0.2	8	1.7	3	0.7	11	3.0	4	1.3
その他	31	7.0	24	5.0	12	2.9	12	3.3	15	4.7
合計	440	100.0	483	100.0	407	100.0	361	100.0	320	100.0

## イ. 分離を行った事例の対応（表18）

分離を行った事例 119 人における対応としては、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 39 人（32.8%）と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が 35 人（29.4%）であった。なお、分離を行った事例 119 人のうち、面会の制限を行ったのは 49 人であった。

表18 分離を行った事例の対応

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
契約による介護保険サービスの利用	35	29.4	36	34.0	29	34.1	33	36.7	30	38.0
上記のうち面会の制限を行った事例	2	-	3	-	-	-	2	-	-	-
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	39	32.8	34	32.1	36	42.4	26	28.9	20	25.3
上記のうち面会の制限を行った事例	25	-	13	-	12	-	10	-	6	-
緊急一時保護	13	10.9	15	14.2	3	3.5	6	6.7	3	3.8
上記のうち面会の制限を行った事例	9	-	13	-	3	-	2	-	1	-
医療機関への一時入院	16	13.4	13	12.3	13	15.3	11	12.2	15	19.0
上記のうち面会の制限を行った事例	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	16	13.4	8	7.5	4	4.7	14	15.6	11	13.9
上記のうち面会の制限を行った事例	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	119	100.0	106	100.0	85	100.0	90	100.0	79	100.0
上記のうち面会の制限を行った事例	49	-	29	-	15	-	14	-	7	-

(注)%は分離を行った事例の総数119件に対する割合である。

## ウ. 分離していない事例の対応（表19）

分離していない事例 289 人の対応では、「養護者に対する助言・指導」が 182 人（63.0%）と最も多く、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 103 人（35.6%）、「その他の対応」が 65 件（22.5%）であった。

表19 分離を行っていない事例の対応(複数回答)

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
養護者に対する助言・指導	182	63.0	206	59.7	180	58.6	122	49.2	114	51.4
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	4	1.4	12	3.5	8	2.6	1	0.4	-	-
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	31	10.7	64	18.6	57	18.6	32	12.9	32	14.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	103	35.6	128	37.1	101	32.9	84	33.9	71	32.0
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	22	7.6	18	5.2	15	4.9	17	6.9	15	6.8
その他の対応	65	22.5	58	16.8	14	4.6	54	21.8	58	26.1
経過観察(見守り)	42	14.5	44	12.8	39	15.7	30	12.1	31	14.0

(注)%は分離を行っていない事例の289人に対する割合である。

## エ. 権利擁護に関する対応（表20）

虐待への対応策として、成年後見制度の「利用開始済み」が 17 人、「利用手続き中」が 12 人であり、これらの合計 29 人のうち「市町長申し立てあり」は 15 人であった。

また、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用は 23 人であった。

表20 権利擁護に関する対応

	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
	人数	人数	人数	人数	人数
①成年後見制度 利用開始済	17	20	8	4	6
②成年後見制度 利用手続き中	12	10	4	8	3
上記①②のうち市町長申立あり	15	16	2	4	2
③日常生活自立支援事業 利用開始	23	14	5	16	14

オ. 平成 25 年度末日での状況（表 2 1）

「対応継続」となっているものが 176 人（40.0%）と最も多く、「一定の対応終了、経過観察継続」の 113 人（25.7%）を含めると、289 人（65.7%）が継続的な状況となっている。

表20 H25年度末日での状況

	H25年度		H24年度		H23年度		H22年度		H21年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
対応継続	176	40.0	183	37.9	調査なし					
一定の対応終了、経過観察継続	113	25.7	142	29.4						
終結	151	34.3	158	32.7						
合計	440	100.0	483	100.0						

(注)H25年度末までに通報等を受理し、その対応策の実施がH25年度に入ってから行われた事例を含む

3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 25 年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。（表 2 2）

「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」、「独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」および「虐待を行った養護者に対する相談、指導」が 19 市町（100.0%）、「地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修」および「必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が 17 市町（89.5%）、「居宅介護サービス事業者に法について周知」が 16 市町（84.2%）であり、これらは実施率が高かった。

一方、「介護保険サービス事業者等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」および「老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整」が 10 市町（52.6%）、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が 9 市町（47.4%）であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となるものについては比較的实施率が低かった。

表22 市町における体制整備等の実施状況

	H25年度末 (19市町)		H24年度末 (19市町)		H23年度末 (19市町)		H22年度末 (19市町)		H21年度末 (19市町)	
	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (当該年度中の実施状況)	19	100.0	17	89.5	16	84.2	16	84.2	16	84.2
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	17	89.5	18	94.7	13	68.4	14	73.7	17	89.5
高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動	15	78.9	16	84.2	14	73.7	14	73.7	12	63.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	16	84.2	16	84.2	16	84.2	14	73.7	15	78.9
介護保険施設に法について周知	12	63.2	12	63.2	9	47.4	10	52.6	9	47.4
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	19	100.0	18	94.7	18	94.7	16	84.2	14	73.7
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	11	57.9	12	63.2	15	78.9	12	63.2	9	47.4
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	52.6	12	63.2	12	63.2	13	68.4	10	52.6
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	9	47.4	9	47.4	9	47.4	11	57.9	9	47.4
成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所内の体制強化	15	78.9	13	68.4	16	84.2	15	78.9	14	73.7
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	11	57.9	9	47.4	7	36.8	8	42.1	5	26.3
老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整	10	52.6	13	68.4	12	63.2	13	68.4	12	63.2
虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言	19	100.0	17	89.5	17	89.5	18	94.7	17	89.5
必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	17	89.5	15	78.9	17	89.5	15	78.9	16	84.2